



# もっと安心、もっと身近に。進化する子育てサポート

問 こどもみらい課 母子保健係  
☎ 933-0777 FAX 933-0210

宇美町では、「子育てするなら宇美町で」を合い言葉に、これまでさまざまな事業を行ってきました。令和8年度から、健診も、育てられる町をめざして子育てサポートを進化させます。

## 1か月児健康診査費用を助成します！

町では、令和8年4月1日以降に生まれたお子さんを対象に、生後1か月ごろに受ける「1か月児健康診査」の費用助成を開始します。赤ちゃんの健やかな成長のために大切な健診です。忘れずに受診しましょう。

### 1. 対象

- 次のすべてに当てはまる人
- 宇美町に住民票がある
- 令和8年4月1日以降に生まれた生後27日～生後6週間未満の乳児

### 2. 助成内容

- 乳児1人につき1回
- 上限6,000円まで助成
- ☞委託医療機関で受診した場合は、こどもみらい課窓口でのお手続きは不要です(無料)。
- ※委託医療機関は町ホームページに掲載しています。
- ※6,000円を超えた分は自己負担となります。

### 3. 内容

赤ちゃんの成長や健康状態を確認し、体重測定や診察を行います。育児について気になることも相談できます。

### 4. 受診方法

- 委託医療機関で受診する場合  
母子健康手帳、1か月児健康診査受診券\*をお持ちください。  
※母子健康手帳交付時にお渡ししています。なお、令和7年度に母子健康手帳の交付を受けられた人は、委託医療機関で配布している受診券をご利用ください。



- 委託医療機関以外で受診する場合  
健診費用を一度自己負担し、後日払い戻しのお手続きを行ってください。申請方法は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

## スマホでひとつに。新「うみにょん」が始まります！

町では、子育て応援アプリ「うみにょん」を提供し、子育て家庭をサポートしてきました。令和8年4月1日(水)からは、おやこ手帳アプリ「うみにょん」へリニューアル！機能を拡充し、新しくスタートします。

### おやこ手帳アプリ「うみにょん」で、できること

#### 🌱 予防接種のスケジュール作成、マイナポータル連携による接種記録！

誕生日から予防接種のスケジュールを自動作成します。予防接種の日が近づくと、アプリ内通知や登録しているメールアドレスにお知らせが届きます。マイナポータルと連携することで、予防接種記録が自動で反映されます(手入力でも可能)。

#### 🌱 電子母子健康手帳機能

成長グラフや健診記録などをアプリで一元管理！母子健康手帳の内容をスマートフォンで確認できます。

#### 🌱 健診の託児予約

乳幼児健診でようお願い(就学前のお子さま)の託児を簡単に予約できます。



#### 🌱 さらに新機能！

妊娠期～産後まで使える電子クーポンを搭載！

※詳細は下記をご覧ください。

### 利用方法

すでにアプリを利用中の人はデータ移行が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

## 5歳児健康診査が始まります

5歳児は社会性が高まり、集団生活においても成長が著しい時期です。小学校に入学するまで1年以上の期間があるこの時期は、お子さんの成長・発達をしっかり確認できる貴重な機会となります。

町では、就学まで切れ目なく、安心して子育てできる環境を整えるため、5歳児健康診査を実施します。

### 1. 対象

- 満5歳になる幼児  
(令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ)
- ※対象者には順次、個別に案内文を郵送します。

### 2. 実施日程

- 6月10日(水)、7月8日(水)、10月30日(金)、11月18日(水)、令和9年1月6日(水)、3月10日(水)
- 所要時間：約1時間半から2時間程度

### 3. 実施場所

- 宇美町こども教育総合支援センター(うみハピネス)
- 多目的ホール

### 4. 内容

- 集団健診として実施
- 身体計測(必要時のみ)、問診、集団遊び、集団教育、医師による診察、保健師などの個別相談



町ホームページ

## 妊産婦応援事業(うみパック) スマホで利用可能に！

妊娠中から産後の支援として上限4万円まで利用できる事業です。おやこ手帳アプリ「うみにょん」のリニューアルに伴い紙管理からスマホ管理が可能になります。

### 利用の流れ

#### 母子健康手帳交付時

- おやこ手帳アプリ「うみにょん」で電子クーポンを給付。受け取ったその日から使え、対象施設の二次元コードを読み取るだけで支払い完了！



### 対象サービス

- 妊産婦ヘルパー(家事や育児のサポートを受けられます)
- 妊産婦タクシー(妊婦健診や産後ケアの通院などに利用できます)
- 産後ケア(産後の休養と育児サポートが受けられます)
- ⚠️ 電子クーポン方式ではファミリー・サポート・センター助成は対象外です。利用を希望される場合は従来の通帳方式をご選択ください。



町ホームページ